

<JIS マーク表示制度に関する解釈集>

本解釈集は、認証指針 JIS の規定事項や技術的課題に係る運用解釈として定めたもので、JIS 認証における共通のガイドラインといたします。

コ⑰ プレキャストコンクリート製品 (A5371~A5373)

コンクリートの練混ぜに用いる水について

2010 年 2 月 25 日

[2019 年 11 月 29 日改訂](#)

JIS 登録認証機関協議会

設 問

水は、JIS A~~5731~~[5371](#) (箇条 7)、A~~5732~~[5372](#)・A 5373 (箇条 8) の“材料及び製造方法”において、「JIS A 5364 による。」と規定されている。JIS A 5364 には、「水は、油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物など、[プレキャストコンクリート](#)製品の品質に影響を及ぼす物質を有害量含んでいてはならない。」と規定されている。また、JIS Q 1012 では、水の品質として「油、酸、塩類、有機不純物、懸濁物など品質に悪影響を及ぼす物質の含有量の限度」と規定されている。

いずれも具体的な品質及び試験方法が示されていない。~~が~~、練混ぜに用いる水はどのように確認すればよいか。

解 釈

練混ぜに用いる水についての基準は、JIS A 5308 附属書 C (規定) に具体的に定められている。プレキャストコンクリート製品の場合も JIS A 5308 の附属書 C (規定) に適合する水を適用することとし、同規定に示す方法でその品質を確認することによい。

ただし、回収水の使用については、十分な注意を払う必要がある。

以 上